

◎入札公告

地方公務員等共済組合法施行規程第 28 条及び一般財団法人茨城県職員互助会経理規程第 5 章第 12 条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 1 日

地方職員共済組合茨城県支部 支部長 大井川 和彦

一般財団法人茨城県職員互助会 理事長 山口 裕之

1 入札に付する事項

- (1) 契約の名称
業務用端末機器賃貸借契約
- (2) 契約内容
別に定める「入札説明書」及び別紙「仕様書 1～3」による。
- (3) 契約期間
令和 7 年 10 月 1 日 から 令和 12 年 9 月 30 日まで
- (4) 納入期限
令和 7 年 9 月 19 日
- (5) 契約当事者
地方職員共済組合茨城県支部と一般財団法人茨城県職員互助会との 3 者間契約による。
- (6) 納入場所
〒310-0852
茨城県水戸市笠原町 978 番 25
茨城県開発公社ビル 7 階 茨城県総務部総務事務センター内
地方職員共済組合茨城県支部
一般財団法人茨城県職員互助会

2 担当部局

〒310-0852
茨城県水戸市笠原町 978 番 25
茨城県開発公社ビル 7 階 茨城県総務部総務事務センター内
地方職員共済組合茨城県支部
電話 029-301-2323 / FAX 029-301-2339
メールアドレス soumujiu2@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者でないこと。
- (6) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号。以下「要項」という。）に基づく物品調達等競争入札参加資格があつて、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録がなされている者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 借入物品の仕様に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 資料の提出、入札及び通知等の方法

本件調達は、資料の提出、入札及び通知等を紙入札方式により行う。

5 入札説明書等の閲覧及び配布等の期間及び場所

(1) 茨城県ホームページ

ホーム > 県政情報 > 県の概要 > 組織案内 > 総務部 > 本庁 > 総務事務センター

ア 閲覧可能期間

入札公告の日から令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時まで。

イ URL

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/somu/soumujimu/index.html>

(2) 地方職員共済組合茨城県支部（茨城県総務部総務事務センター内）

ア 配布及び送付の期間

入札公告の日から令和 7 年 7 月 18 日（金）まで（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。）の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（正午から 13 時までを除く。）を配布時間とする。

イ 場所

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町 978 番 25

茨城県開発公社ビル 7 階 茨城県総務部総務事務センター内

地方職員共済組合茨城県支部

ウ 方法

配布は、上記イの場所にて行う。

入札説明書等（電子データを含む。）の送付を希望する場合は、上記 2 の担当部局に連絡すること。

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

入札公告の日から令和 7 年 7 月 3 日（木）15 時まで。

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

上記 2 の担当部局

ウ 方法

質問は、上記 2 の担当部局のメールアドレスあてに電子メールで送信の上、メールが到達したことを電話により確認すること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

- ア 日時
令和7年7月7日(月)17時まで。
- イ 方法
質問のあったメールアドレスにて回答する。

7 入札参加資格等の確認

(1) 競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書に必要な書類を添付して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- ア 提出期限
令和7年7月10日(木)17時まで(必着)。
なお、提出期限までに上記2の担当部局へ必着とする。
 - イ 提出方法
郵送(書留郵便に限る。)、持参又は電子メールにより提出すること。電子メールで送信の場合は、メールが到達したことを電話により確認すること。
 - ウ 提出先
上記2の担当部局
- (2) 入札参加資格等の確認の結果は、入札参加資格の有・無について審査の上、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。
- なお、参加資格が「無」の場合は、その理由を付する。
- ア 回答期限
令和7年7月15日(火)17時まで。
 - イ 方法
電話により回答の上、一般競争入札参加資格等確認通知書を郵送する。

8 入札書等の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、本公告、入札説明書、業務用端末機器賃貸借契約書(案)、別紙仕様書1～3及び上記6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札方法

- ア 入札は、入札書により行う。
入札書に記載する金額は、月額とすること。
- イ 入札書は、必要事項を記入の上封書にて、上記2の担当部局に提出すること。
なお、封書は封かんし、表に上記2の担当部局、入札者の住所(法人の場合は、その所在地)、氏名(法人の場合は、その名称又は商号)、開札日及び本件調達案件名「業務用端末機器賃貸借」を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。封筒の表書きは、縦書き、横書き自由とする。
また、入札書を提出するときは、一般競争入札参加資格等確認通知書を持参すること。
- ウ 入札執行回数は、初回を含めて2回を限度とする。
この限度(再度の入札)において落札者がいないときは、入札した最低価格者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することがある。
- エ 再度の入札は1回とし、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。再度入札において入札をしない場合は、入札を辞退する理由を記入した辞退届を提出すること。また、見積書の提出をしない場合も、辞退する理由を記入した辞退届を提出すること。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって、落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

カ 入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正部分を二本線で消し押印すること。

なお、入札金額を訂正した入札書の使用はできない。

キ 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

ク 代理人による入札の場合は、代理人氏名、委任事項等を記入及び押印の上、委任状を提出すること。その場合、入札書に代理人の記名をすること。

ケ 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することが困難であると認められた時は、当該入札を延期し、又は中止することができる。

コ 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

サ （２）の開札日時までに入札に参加しない場合は、入札を辞退したものとみなす。

（２）入札書等の提出及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 7 月 22 日（火）10 時

イ 場所

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町 978 番 25

茨城県開発公社ビル 7 階 茨城県総務部総務事務センター内 打合せ室

9 入札の無効

（１）次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 記名又は押印を欠くとき

ウ 郵送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 者以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 金額その他必要事項を確認し難いとき

コ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をしたとき

（２）本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、一般競争入札参加資格確認申請書又は提出書類に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（３）一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

10 入札等の辞退

（１）一般競争入札参加資格等確認通知書が送付された競争入札参加者が入札を辞退する場合は、辞退届を提出するものとする。

ア 日時

上記 8 (2) の開札日時まで（再度入札を辞退する場合は、再度入札の開札日時まで。見積書の提出を辞退する場合は、見積書の提出期限まで）。

イ 提出先

上記 2 の担当部局

ウ 提出方法

必要事項を記入の上封書にて、郵送（書留郵便に限る。）又は持参すること。封書は封かんし、表に上記 2 の担当部局、辞退者の住所（法人の場合は、その所在地）、氏名（法人の場合は、その名称又は商号）、開札日及び本件調達案件名「業務用端末機器賃貸借」を表記し、更に「辞退届在中」と朱書きするものとする。封筒の表書きは、縦書き、横書き自由とする。

11 契約書作成の要否
要

12 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

13 契約保証金
落札者は、発注者からの通知に基づき、上記 1 (3) の契約期間に係る入札価格の総額の 100 分の 10 の額の契約保証金を納付しなければならない。

14 その他

- (1) 競争入札参加者は、入札後、本公告、仕様書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。